

野田市告示第59号

野田市公契約条例に規定する賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）第6条第1項第1号の規定による賃金等の令和6年度の最低額は、別表のとおりとする。

令和6年3月28日

野田市長 鈴木 有

別表 野田市公契約条例の規定による賃金等の令和6年度の最低額

1 公共工事設計労務単価に定められる職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
1 特殊作業員	2,933	27 普通船員	3,124
2 普通作業員	2,540	28 潜水士	4,856
3 軽作業員	1,785	29 潜水連絡員	3,655
4 造園工	2,742	30 潜水送気員	3,581
5 法面工	3,167	31 山林砂防工	3,252
6 とび工	3,347	32 軌道工	6,057
7 石工	3,337	33 型わく工	3,071
8 ブロック工	3,092	34 大工	3,050
9 電工	2,922	35 左官	3,220
10 鉄筋工	3,337	36 配管工	2,795
11 鉄骨工	2,880	37 はつり工	3,029
12 塗装工	3,305	38 防水工	3,507
13 溶接工	3,379	39 板金工	3,432
14 特殊運転手	3,029	40 タイル工	2,784
15 一般運転手	2,657	41 サッシ工	3,209
16 潜かん工	3,719	42 屋根ふき工	3,018
17 潜かん世話役	4,410	43 内装工	3,284
18 さく岩工	3,772	44 ガラス工	3,167
19 トンネル特殊工	3,698	45 建具工	2,880
20 トンネル作業員	3,114	46 ダクト工	2,816
21 トンネル世話役	4,091	47 保温工	2,774
22 橋りょう特殊工	3,517	48 建築ブロック工	2,890
23 橋りょう塗装工	3,560	49 設備機械工	2,805
24 橋りょう世話役	4,027	50 交通誘導員A	1,945
25 土木一般世話役	3,188	51 交通誘導員B	1,700
26 高級船員	3,868		

2 その他の職種

単位：円

職 種	最低額	職 種	最低額
52 電気通信技術者	3,857	57 船団長	3,868
53 電気通信技術員	2,593	58 潜水世話役	4,856
54 製作工（橋梁）	3,135	59 機械設備製作工	3,177
55 機械工	3,379	60 機械設備据付工	3,007
56 助手	2,540		

上記の最低額は、野田市公契約条例の規定による賃金等の最低額で1時間当たりの単価とする。